

別表									
項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 請求する公文書の件名又は内容	(お) 担当	(か) 決定	(き) 却下する理由	(く) 異議申立て年月日	(け) 異議申立人の主張 (こ) 実施機関の主張
1	平成25年度 諮問受理第78号	平成25年 6 月 7 日 付け大総務第e-29号	平成25年 5 月 2 日	情報公開等担当する〇〇代理は、大阪市職員基本条例第 4 条反す行為目立つ、例えば、保護課〇〇係長「不知」（4 /30主張）を妥当とする主張（4 /30同席中）等。大阪市個人情報保護条例反す→第 6 ・13条「不知」「水掛論」「不整合」実態を正当判断する資料求む。	総務局行政課（情報公開グループ）	平成25年 5 月16日 付け大総務第e-16号 公開請求却下決定	公開請求書中「請求する公文書の件名又は内容」欄に記載された内容に係る請求は、情報公開制度の趣旨から著しく乖離しており、権利の濫用と解されるため	平成25年 5 月23日	処分を取り消しを求める。理由が、理解出来ず、詳細な主張求める。職員⇔職員の援護・擁護するなら、市民サービス「最善の利益」判断せよ。 実施機関は、「『不知』『水掛論』『不整合』実態を正当判断する資料」との記載から、（え）欄に記載の公開請求の趣旨が、答申第332号第11（3）にいう「そもそも明白に存在しないと考えられる根拠に関すること」に該当すると判断したため、（か）欄に記載の決定を行った。
2	平成25年度 諮問受理第129号	平成25年11月20日 付け大総務第e-173号	平成25年 9 月10日	以前、（直近）①市民の声回答・②「理由説明書」（審査会・審議会）・③通知書（公益通報）、等々の同案関する書面全部が、整合性欠くの妥当とするもの求む請求した際、「補正依頼」有り、「特定されず」却下だが、そもそも、公開条例・個人情報保護条例の中から、特定すべきが、原則。再請求は、同案関係書面（上記点①②③）・ケース記録票の合致欠いた不整合を認める条文点求む。	総務局行政課（情報公開グループ）	平成25年 9 月24日 付け大総務第e-119号 公開請求却下決定	公開請求書中「請求する公文書の件名又は内容」欄に記載された内容に係る請求は、情報公開制度の趣旨から著しく乖離しており、権利の濫用と解されるため	平成25年10月21日	処分を取り消しを求める。憲法13・14条を侵害している！！平成21年度～今年度までの市民の声回答管理有りながら、回答と理由説明書の矛盾が、請求一因に至る共有済。（〇〇代理当時）行政機関は、原則「整合性」・鉄則「一慣性」より、欠如許されず。第一、①大生保生第579号・648号「不」非公開（主張する事例欠如現す）更に、②大福祉第2026号「不」非公開（上記同じく＝精神医療は、局所管する社発第727号有） 実施機関は、「関係書面（上記点①②③）・ケース記録票の合致欠いた不整合を認める条文」との記載から、（え）欄に記載の公開請求の趣旨が、答申第332号第11（3）にいう「そもそも明白に存在しないと考えられる根拠に関すること」に該当すると判断したため、（か）欄に記載の決定を行った。

（注） （え）欄及び（け）欄については、原則として異議申立人の記載のとおりとしている。